

電子提供措置の開始日 2025年6月4日

第105期定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

業務の適正を確保するための体制 連 結 注 記 表 個 別 注 記 表

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

アイザワ証券グループ株式会社

業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するための体制を整備するため、「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております。決議内容の概要は以下のとおりです。

1. アイザワ証券グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) グループの事業を統括する持株会社として、グループ取締役会等への報告体制を確立することにより、グループ会社の管理体制を整備する。
- (2) グループとしての健全な内部統制システムを確保するため、経営理念、行動規範、コンプライアンス・プログラム等を制定するとともにグループ各社にこれらの理念等の周知を図り当社及び子会社の取締役及び使用人が法令諸規則等を遵守することを徹底する。
- (3) 「関係会社管理規程」及び「リスク管理規程」等に基づき、子会社から経営内容やリスク管理の状況について報告を求めるとともに、必要に応じ経営指導やリスク管理体制の整備を指導する。
- (4) 「関係会社管理規程」及び「リスク管理規程」等に基づき、監査部は子会社監査を実施し、その結果を監査等委員会及び取締役会へ報告する。
- (5) 「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営上の重要事項に關与し、適宜報告を求めるとともに子会社より四半期ごとに決算内容を取締役会に報告する。
- (6) 財務報告の適正性及び信頼性を確保するため、「内部統制管理規程」に基づき必要な体制を整備し運用する。

2. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役により構成されそれぞれの役割を担う。
- (2) 当社の取締役候補者及び子会社の代表取締役候補者の指名及び解任等に関し公正性及び客觀性を担保するため、当社の取締役会の諮問機関として「指名報酬諮問委員会」を設置する。
- (3) 取締役はグループコンプライアンス目標、グループコンプライアンスプログラム、グループ行動規範を定め、当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人に対し法令諸規則を遵守する体制を敷き実施する。
- (4) 取締役会は法令諸規則等の遵守に関する実効性を確保するため、当社内にリスク管理委員会を設置する。また、グループのコンプライアンスに関する統括、指導、及びモニタリング等を行う部署としてコンプライアンス部を設置する。グループのコンプライアンスの状況はコンプライアンス部が把握しリスク管理委員会及び取締役会へ報告する。
- (5) 取締役会は、取締役会全体の分析・評価を行い、取締役会の実効性の向上に努める。
- (6) 監査等委員会は、「監査等委員会規程」及び「監査等委員会監査等基準」に則り、取締役の職務の執行の適正性を監査し、その結果等を取締役会へ報告する。
- (7) 違法行為及び不適切行為の抑止、早期発見、是正を図ることを目的とした内部通報制度を整備し、その実効性を確保する。
- (8) 反社会的な活動を行う勢力や団体等に毅然たる態度で対応し、これらとの取引を一切行わない体制を整備する。
- (9) 当社グループを通じて取引される資金が各種の犯罪やテロに利用される可能性があることに留意し、マネー・ローンダーリングの防止に努める。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令及び各種社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報は関連資料とともに保存及び管理する。監査等委員会はそれらの情報等を閲覧できるものとする。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、グループ全体のリスク管理を適切に実行するために必要な体制整備及び運営を行う。

- (1) 業務遂行から生じる様々なリスクに備えるため、「リスク管理基本方針」及び「リスク管理規程」に基づき、リスクカテゴリーごとに分析・評価し当社グループ全体のリスクを管理する。
- (2) リスク管理委員会を設置して、責任部署ごとのリスク管理の状況等を把握しその結果を定期的に取締役会及び監査等委員会に報告する。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社グループは中期経営計画を作成し、その基本方針に沿って取り組むべき重点課題、数値目標等の明確化を図る。
- (2) 当社グループの業務の全般的な執行方針を協議するため、社長並びにその指名する取締役、執行役員及び子会社の代表取締役からなる経営会議を設置する。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

- (1) 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員と協議のうえ、補助する使用人を指名する。
- (2) 当該使用人は、監査等委員の職務を補助するに際しては、その指揮命令に従うこととし、監査等委員以外の者からの指揮命令を受けないものとする。
- (3) 当該使用人の任命及び異動は監査等委員の同意を必要とし、またその評価については監査等委員の意見を十分尊重する。

7. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

8. 監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 監査等委員は、経営会議・リスク管理委員会等の重要な会議等への出席、並びに重要な会議の議事録閲覧を行うことができる。
- (2) 監査等委員は必要に応じて取締役より、その担当する業務の施行状況の報告を求めることができる。また、監査等委員は定期的に代表取締役、内部監査部門及び会計監査人との協議の場を持つ。
- (3) 当社グループの役職員は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び違法・不正行為があることを発見したときは、直ちに監査等委員または監査等委員会に報告を行う。
- (4) 当社は、当社グループの監査等委員または監査等委員会へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、2021年6月25日付で監査等委員会設置会社へ移行し、取締役会の監視・監督機能の強化、権限の委譲による迅速な意思決定並びに業務執行による経営の公正性、透明性及び効率性の向上など、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図っております。

当社グループによる業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況は、以下のとおりです。

1. 内部統制システム全般

- (1) 当社は、グループの事業を統括する持株会社として、グループ会社の管理に関し「関係会社管理規程」を定めるとともに、その事業運営について当社に対する報告を定期的に求めるほか、その執行状況については当社取締役の兼任を図ることによりモニタリングを行っております。
- (2) 当社では、当社及びグループ会社の内部統制システムの実効性を高め、内部統制の目的を達成するため、毎事業年度、内部統制システムの構築・運用状況を確認するとともに、その見直しを実施しています。
- (3) 当社グループの内部統制システムを整備・運用し、内部統制の目的を効果的に達成するため、当社の監査部が監査計画に基づいて業務執行が適正かつ効率的に行われているかを監査しています。
- (4) 財務報告に係る内部統制については、当社監査部が「内部統制管理規程」に従って当社グループの内部統制評価を実施しています。

2. コンプライアンス体制

- (1) 全社員を対象とした倫理研修を実施するとともに、当社の経営理念や行動指針等をまとめた「行動規範」をグループイントラネットに掲示し、法令遵守はもとより、倫理的に求められる行動、お客様本位の業務運営についても、周知・徹底を図っています。
- (2) 当社は、コンプライアンスの品質向上を目指すため、社外役員より意見を求める「コンプライアンス評価委員会」を設け、適宜協議を行いコンプライアンスの向上に努めています。
- (3) 「内部通報制度運営規程」において具体的な相談・通報の仕組み、及び調査・是正措置に対する手順等を定め、問題の早期発見とその解決に努めています。
また、インターネット、ポスター等での通報制度の周知の他、通報者が不利益な取扱いを受けることを禁止する旨の内容を上記の規程の中に盛り込み、本制度が適切に機能するための措置を取っています。
- (4) 当社グループは、反社会的勢力との一切の関係遮断を基本方針とし、コンプライアンス部において関連情報の収集・蓄積及び厳格な管理を行うとともに弁護士や警察等と連携しながら反社会的勢力を排除する体制を構築しております。
また、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策を経営の重要課題と位置づけ、リスク分析、「マネー・ローンダリング等防止ポリシー」の策定・公表、社員研修等を実施しその対応を図っております。

3. リスク管理体制

- (1) リスク管理につきましては「リスク管理基本方針」及び「リスク管理規程」に則り、「リスク管理委員会」が中心となり対応しています。2024年度は20回開催し、各分野の所管部署が行ったコンプライアンス・情報セキュリティ・防災・お客様相談・業務システム・金融商品・資産管理・パンデミック対応等のテーマにつき、定期的なリスクの分析・評価を行いました。また、「リスク管理委員会」の審議内容については、随時、当社取締役会において報告、確認しております。
- (2) 危機管理の基本方針として「危機管理基本方針」「危機管理規程」を定めております。当社グループは当該規定の主管部署である総務部の指揮のもと危機管理の内容に応じて対策本部を組織し、有事の際の危機管理体制を構築しております。

4. 取締役の職務の執行

- (1) 取締役の職務の効率性を確保するための執行体制について、当社は、機動的に各事業・機能戦略を実行すること、及び執行責任を明確にすることを目的として、取締役の業務分掌制度、執行役員制度を導入し、迅速で効率的な意思決定を図っています。業務の分担を受けた取締役及び執行役員が、毎月1回、「取締役会」において業務執行状況の報告を行っております。
- (2) 取締役の職務に係る情報の保存、管理体制について、当社は、株主総会議事録、取締役会議事録及び計算書類等について、法令の定めに則り、適切に管理しています。

5. 監査等委員会及び監査等委員の職務の執行

- (1) 監査等委員は、「取締役会」のほか「経営会議」「リスク管理委員会」等の重要な機関等の協議の場に出席し、内部統制システムの整備・運用状況を確認しております。
- (2) 監査等委員は、内部監査を担当する部門、外部監査人等と定期的に情報・意見を交換する場を設けることにより、監査の実効性を高めています。2024年度は、内部監査を担当する部門と4回、外部監査人と6回、それぞれ定期的に情報・意見を交換する場を設けております。
- (3) 「監査等委員会」の事務局を経営企画部から1名、監査部から1名の計2名配置し、監査等委員の業務が円滑に遂行できる体制としています。

連結注記表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

- ・連結子会社の数 8社
- ・連結子会社の名称 アイザワ証券株式会社
アイザワ・インベストメント株式会社
あいざわアセットマネジメント株式会社
ライフデザインパートナーズ株式会社
Japan Securities Co., Ltd.
アイザワ4号投資事業有限責任組合
Ariake Secondary Fund II LP
Ariake Secondary Fund III LP

(2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社または関連会社の名称等

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社または関連会社の名称等

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

(1) あいざわアセットマネジメント株式会社

決算日 11月30日

2月末現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としております。

ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(2) アイザワ4号投資事業有限責任組合

決算日 12月31日

3月末現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としております。

(3) Japan Securities Co., Ltd.・Ariake Secondary Fund II LP及びAriake Secondary Fund III LP

決算日 12月31日

連結子会社の決算日現在の財務諸表を使用しております。

ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) トレーディングに関する有価証券等の評価基準及び評価方法

トレーディング商品（売買目的有価証券）及びデリバティブ取引等については、時価法を採用しております。

(2) トレーディング関連以外の有価証券等の評価基準及び評価方法

トレーディング関連以外の有価証券等については、以下の評価基準及び評価方法を採用しております。

(その他有価証券)

① 市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

(2) 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(3) 固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 3年～50年

器具・備品 4年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（主として5年）による定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

均等償却を採用しております。

なお、主な償却期間は5年であります。

(4) 繰延資産の処理方法

開業費については、3年間にわたり、均等償却をしております。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当連結会計年度の末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、所定の計算方法（支給見込額基準）により算出した額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため、当社所定の計算方法（支給見込額基準）により算出した額を計上しております。

④ 株式給付引当金

「従業員向け株式交付規程」に基づく従業員への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(7) 特別法上の準備金の計上基準

金融商品取引責任準備金

証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5第1項の規定に定めるところにより算出された額を計上しております。

(8) 重要な収益及び費用の計上基準

約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、「XI. 収益認識に関する注記」に記載のとおりです。

(9) その他連結計算書類作成のための基本となる事項

退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、発生年度において一括費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

II. 会計方針の変更

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

III. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

（単位：百万円）

科目	被担保債務	担保資産		
		投資有価証券	賃貸不動産	計
短期借入金	750	1,557	—	1,557
金融機関借入金	700	1,462	—	1,462
証券金融会社借入金	50	95	—	95
信用取引借入金	4,173	28	—	28
長期借入金（注）3	5,501	—	9,243	9,243
計	10,424	1,585	9,243	10,828

(注) 1. 上記の表の金額は連結貸借対照表計上額によっております。

2. 上記のほか、清算基金等の代用有価証券等として投資有価証券1,530百万円を差し入れております。

3. 長期借入金には1年内返済予定額を含んでおります。

2. 担保等として差入をした有価証券の時価等

信用取引貸証券 568百万円

信用取引借入金の本担保証券 3,744百万円

消費貸借契約により貸付けた有価証券 540百万円

(注) 「1. 担保に供している資産」は除いております。

3. 担保等として差入を受けた有価証券の時価等	
信用取引借証券	274百万円
信用取引貸付金の本担保証券	13,611百万円
受入保証金等代用有価証券	26,902百万円
4. 有形固定資産の減価償却累計額	
建物	1,632百万円
器具備品	746百万円
賃貸不動産	248百万円
計	2,627百万円

IV. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

事業セグメント	用途	場所	種類	減損損失額
証券事業	遊休資産	山梨県	建物	3百万円
			土地	1百万円
合計				4百万円

当社グループは、資産を事業セグメント・用途により事業用資産、賃貸不動産及び遊休資産に分類しております。また、管理会計上の区分を基準に、事業用資産は営業店等の独立した会計単位、賃貸不動産及び遊休資産は物件単位にグルーピングを行い、特定のグループとの関係が明確ではない資産については、共用資産としています。

当社の連結子会社であり、証券事業を営むアイザワ証券株式会社は、営業損益の実績をベースに市場の動向や経営環境等の変動を考慮した金額に、資産または資産グループの経済的残存使用年数を乗じて将来キャッシュ・フローを算出しておりますが、支店の移転により、使用見込みがなくなったため減損損失4百万円として特別損失に計上しております。

当該減損損失の計上に際し用いられた回収可能価額は、正味売却価額によっており、不動産については不動産鑑定評価基準に準じて算出した評価額から、処分費用見込額等を控除して算出しております。

なお、減損損失の測定まで行った証券事業の資産については、割引前将来キャッシュ・フローがマイナスであるため割引率の記載を省略しております。

V. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	47,525千株	一千株	8,000千株	39,525千株

2. 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	10,383千株	6,164千株	8,099千株	8,447千株

(注) 1. 普通株式には、「従業員向けインセンティブ・プラン」の信託が保有する当社株式831千株が含まれております。

2. 自己株式の増加の内訳は、次のとおりあります。

2024年1月30日及び2024年5月1日の取締役会決議による自己株式の取得 6,163千株

単元未満株式の買取りによる増加 0千株

3. 自己株式の減少の内訳は、次のとおりあります。

2024年7月22日の取締役会決議による譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分 49千株

2025年2月21日の取締役会決議による自己株式の消却 8,000千株

「従業員向けインセンティブ・プラン」の信託における給付のための処分 50千株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年5月21日 取締役会	普通株式	988百万円	26.00円	2024年3月31日	2024年6月6日
2024年10月30日 取締役会	普通株式	1,531百万円	48.00円	2024年9月30日	2024年12月2日

(注) 1. 2024年5月21日開催の取締役会決議による配当金の総額には、「従業員向けインセンティブ・プラン」の信託が保有する当社株式に対する配当金22百万円が含まれております。

2. 2024年10月30日開催の取締役会決議による配当金の総額には、「従業員向けインセンティブ・プラン」の信託が保有する当社株式に対する配当金41百万円が含まれております。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年5月22日 取締役会	普通株式	1,531百万円	利益剰余金	48.00円	2025年3月31日	2025年6月6日

(注) 2025年5月22日開催の取締役会決議による配当金の総額には、「従業員向けインセンティブ・プラン」の信託が保有する当社株式に対する配当金39百万円が含まれております。

VII. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	207 百万円
長期末払金	7 百万円
貸倒引当金限度超過額	0 百万円
投資有価証券評価損	225 百万円
固定資産減損損失	432 百万円
金融商品取引責任準備金	50 百万円
投資事業組合運用損	583 百万円
未払事業税	103 百万円
その他	387 百万円
税務上の繰越欠損金（注）2	887 百万円
繰延税金資産小計	<u>2,884 百万円</u>
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）2	△887 百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,849 百万円
評価性引当額小計（注）1	<u>△2,736 百万円</u>
繰延税金資産合計	148 百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	3,802 百万円
退職給付に係る資産	397 百万円
買換資産圧縮積立金	889 百万円
その他	53 百万円
繰延税金負債合計	<u>5,143 百万円</u>
繰延税金負債の純額	4,994 百万円

(注) 1. 評価性引当額が前連結会計年度より43百万円減少しております。この増減の主な内容は、投資有価証券評価損に係る評価性引当額83百万円の減少、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が52百万円の増加によるものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (a)	—	7	—	19	36	824	887
評価性引当額	—	△7	—	△19	△36	△824	△887
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

VII. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループの主たる事業は、有価証券の売買及びその取次ぎ、有価証券の引受け及び売出し、有価証券の募集及び売出しの取扱い等の業務を中核とする第一種金融商品取引業であります。これらの事業を行うため、当社グループでは主に自己資金によるほか、必要な資金調達については金融機関からの借入れによっております。

資金運用については、短期的な預金や貸付金によるほか、顧客の資金運用やリスクヘッジなどのニーズに対応するための顧客との取引及び自己の計算に基づき会社の利益を確保するためのトレーディング業務等を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融商品は、法令等に基づき外部金融機関に信託する顧客別金信託、顧客の資金運用ニーズに対応するための信用取引貸付金、自己の計算に基づき保有する商品有価証券や投資有価証券等のほか、顧客の資金運用に伴い受入れた預り金や受入保証金等があります。

信用取引貸付金は顧客の資金運用ニーズに対応するための6ヶ月以内の短期貸付金で、顧客の信用リスクに晒されています。顧客別金信託は、金融商品取引法により当社の固有の財産と分別され信託銀行に信託されており、その信託財産は信託法により保全されております。

また、自己の計算に基づき保有する商品有価証券及び投資有価証券は、主に株式、債券等であり、顧客の資金運用やリスクヘッジなどのニーズに対応するための顧客との取引及び自己の計算に基づき会社の利益を確保するための取引等のトレーディング業務のため保有しているもの、純投資目的、政策投資目的並びに事業推進目的で保有しているものがあります。これらはそれぞれの発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社グループが保有する預金は、預先を大手都市銀行などの信用力の高い金融機関を中心に預け入れることとし、それ以外の場合は原則として国の預金保護の対象となる決済性預金に預け入れることを基本的な方針としています。

信用取引貸付金については、顧客管理に関する規程等の社内規程に基づき、当初貸付金額及びその後のマーケットの変動に応じて相当額の担保を顧客より受入れることとし、日々与信管理を行う体制を整備しております。

② 市場リスクの管理

市場リスクとは、保有する有価証券等に、株価、金利、外為替相場等の市場全体に共通の要素の変動によって発生し得る損失の危険や、その他の理由によって発生し得る損失の危険をいいます。当社グループでは、市場リスクはあらかじめ定めた限度額の範囲内（市場リスク枠）に収めることで管理を行っております。

当該市場リスク枠は、取締役会において決定し、市場の変動や財務の健全性等を勘案して、市場リスク枠の見直しを行っております。

さらに市場リスク額を日々計測し、管理を適切に行うとともに、その結果を毎日内部管理統括責任者へ報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 営業投資有価証券	237	237	—
(2) 商品有価証券等	347	347	—
(3) 投資有価証券	23,954	23,954	—
資産 計	24,540	24,540	—
(1) 商品有価証券等	24	24	—
(2) 長期借入金	5,156	5,124	△32
負債 計	5,181	5,148	△32

(注) 1. 「現金・預金」、「預託金」、「信用取引貸付金」、「信用取引借証券担保金」、「信用取引借入金」、「信用取引貸証券受入金」、「有価証券担保借入金」、「短期借入金」、「短期社債」、「預り金」、「受入保証金」等については、現金であること、及びこれらが短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等は、「(1) 営業投資有価証券」及び「(3) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は、3,326百万円であります。
3. 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該出資の連結貸借対照表計上額は、8,920百万円であります。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
営業投資有価証券				
株式	137	—	—	137
公社債	—	100	—	100
商品有価証券等				
株式	121	—	—	121
公社債	7	218	—	226
投資信託	—	0	—	0
投資有価証券				
株式	15,217	—	—	15,217
投資信託	—	4,234	—	4,234
上場投資信託等	4,502	—	—	4,502
資産 計	19,987	4,552	—	24,540
商品有価証券等				
株式	24	—	—	24
負債 計	24	—	—	24

(2) 時価をもって連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	5,124	—	5,124
負債 計	—	5,124	—	5,124

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

営業投資有価証券、商品有価証券等、投資有価証券

株式及び上場国債並びに上場投資信託は取引所の価格をもって時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1の時価に分類しております。上場国債以外の債券は市場価額情報（売買参考統計値等）をもって時価としており、投資信託は基準価格をもつて時価としております。

これらは、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

変動金利による長期借入金の時価については、短期間で市場金利を反映するため時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

なお、固定金利による長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しております。

これらは、レベル2の時価に分類しております。

VIII. 賃貸等不動産に関する注記

当社グループでは、東京都その他の地域において、賃貸住宅(土地を含む。)を有しております。

当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は267百万円(賃貸収益はその他の営業収益に、主な賃貸費用はその他の営業費用に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額
期首残高	9,165
期中増減額	94
期末残高	9,259
期末時価	8,395

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 期中増減額のうち、当連結会計年度の主な増加は、不動産の取得（194百万円）、主な減少は、減価償却費（100百万円）であります。

3. 当連結会計年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書等に基づく金額で算定しております。

IX. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,433円95銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 100円20銭 |

X. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

XI. 収益認識に関する注記

1. 収益の分解情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			合計
	証券事業	運用事業	投資事業	
財またはサービスの種類別				
株券	5,707	—	—	5,707
債券	1	—	—	1
受益証券	5,798	—	—	5,798
その他	2,385	298	497	3,180
顧客との契約から生じる収益	13,892	298	497	14,688
その他の収益	3,910	103	1,885	5,899
外部顧客からの収益	17,803	402	2,382	20,587

2. 収益を理解するための基礎となる情報

当社グループでは、幅広いサービスを提供しており、主な収益を以下のとおり認識しております。なお、重大な金融要素が含まれる契約は含まれておりません。

「委託手数料」においては、顧客と締結した取引約款・規程等に基づいて、売買執行サービス等を履行する義務を負っております。当履行義務は、当社グループが注文を執行する都度充足されることから、約定時点（一時点）で収益を認識しております。通常の支払期限について、履行義務の充足時点である約定日から概ね数営業日以内に支払いを受けております。

「引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料」においては、有価証券の発行会社等との契約に基づき、引受け・売出しに係るサービス等を履行する義務を負っております。当履行義務は、引受契約証券に係る引受けの諸条件が決定し、引受ポジションとして市場リスクが計測できる要件が整った時点で充足されることから、条件決定日等の当該業務の完了時（一時点）に収益を認識しております。通常の支払期限について、各履行義務の充足時点から発行会社等への払込日または受渡日等までに支払いを受けております。

「募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料」においては、有価証券の引受会社等との契約に基づき、募集に係るサービス等を履行する義務を負っております。当履行義務は、募集等の申込みが完了した時点で充足されることから、募集等申込日等の当該業務の完了時（一時点）に収益を認識しております。通常の支払期限について、履行義務の充足時点である募集等申込日から払込日または受渡日等までに支払いを受けております。

「その他の受入手数料」には、様々なサービスに係る受入手数料が含まれておりますが、主な受入手数料は「受益証券代行手数料」となります。

「受益証券代行手数料」においては、主に投信委託会社等との契約に基づき、募集・販売の取扱い等に関する代理事務を履行する義務を負っております。収益の金額は投資信託の純資産等を参照して算定されます。当履行義務は、当社グループが日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が費消されるため、一定期間にわたり収益を認識しております。通常の支払期限について、多くの場合、投資信託等の決算日後から数営業日以内に支払いを受けております。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

当連結会計年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額については、該当取引がありません。

XII. 追加情報

信託を用いた従業員向けインセンティブ・プラン

当社は、2019年7月22日より、当社の中長期的な企業価値を高めることを目的として、従業員向けインセンティブ・プラン（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

(1) 本制度の目的及び概要

当社グループ従業員（以下、「従業員」といいます。）の業績や株式価値への意識を高めることにより、業績向上を目指した業務遂行を一層促進するとともに、中長期的な企業価値向上を図ることを目的としたインセンティブ・プランとして、本制度を導入しております。

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として本信託を設定し、本信託を通じて当社の普通株式（以下、「当社株式」といいます。）の取得を行い、従業員のうち一定の要件を充足する者に対して、取締役会が定める「従業員向け株式交付規程」に従い、従業員の役職や勤続年数に応じて、本信託を通じて当社株式を交付するインセンティブ・プランであります。本信託により取得する取得資金は、全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。本制度の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を享受することができるため、株価を意識した従業員の業務遂行を促すとともに、従業員の勤労意欲を高める効果が期待できます。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付隨費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、546百万円及び831千株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

該当事項はありません。

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項

1. 有価証券等の評価基準及び評価方法

有価証券等については、以下の評価基準及び評価方法を採用しております。

(1) その他有価証券

(市場価格のない株式等以外のもの)

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によ
っております。

(市場価格のない株式等)

移動平均法による原価法によっております。

(2) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附
属設備及び構築物については、定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 3年～40年

器具・備品 5年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（主として5
年）による定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額
法を採用しております。

(4) 長期前払費用

均等償却を採用しております。

なお、主な償却期間は5年であります。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、事業年度の末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性
を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため、当社所定の計算方法（支給見込額基準）により算出した額を計上しております。

5. 重要な収益及び費用の計上基準

約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を
認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、「X. 収益認識に関する注記」に記載のと
おりです。

6. その他計算書類作成のための基本となる事項

該当事項はありません。

II. 会計方針の変更

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

III. 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

(単位:百万円)

科目	被担保債務	担保資産	
		投資有価証券	計
短期借入金	700	1,462	1,462
金融機関借入金	700	1,462	1,462
計	700	1,462	1,462

(注) 上記の表の金額は貸借対照表計上額によっております。

2. 担保等として差入をした有価証券の時価等

消費貸借契約により貸し付けた有価証券 255百万円

3. 有形固定資産の減価償却累計額

建物	52百万円
器具備品	77百万円
計	130百万円

4. 保証債務

下記の関係会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

アイザワ・インベストメンツ株式会社	3,359百万円
計	3,359百万円

5. 関係会社に対する金銭債権債務

(1) 短期金銭債権	168百万円
(2) 短期金銭債務	1,391百万円

IV. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 営業取引による取引高	
① 営業収益	3,048百万円
② 営業費用	△63百万円

(2) 営業取引以外の取引高	
営業外収益	76百万円
営業外費用	68百万円

V. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	10,383千株	6,164千株	8,099千株	8,447千株

(注) 1. 普通株式には、「従業員向けインセンティブ・プラン」の信託が保有する当社株式831千株が含まれております。

2. 自己株式の増加の内訳は、次のとおりあります。

2024年1月30日及び2024年5月1日の取締役会決議による自己株式の取得 6,163千株

単元未満株式の買取りによる増加 0千株

3. 自己株式の減少の内訳は、次のとおりあります。

2024年7月22日の取締役会決議による譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分 49千株

2025年2月21日の取締役会決議による自己株式の消却 8,000千株

「従業員向けインセンティブ・プラン」の信託における給付のための処分 50千株

VI. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	11百万円
貸倒引当金限度超過額	0百万円
投資有価証券評価損	169百万円
固定資産減損損失	41百万円
未払事業税	1百万円
その他	98百万円
税務上の繰越欠損金（注）2	1百万円
繰延税金資産小計	324百万円

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額

(注) 2	△1百万円
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	△306百万円
評価性引当額小計（注）1	△307百万円

繰延税金資産合計 16百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	807百万円
その他	28百万円
繰延税金負債合計	836百万円
繰延税金負債の純額	819百万円

(注) 1. 評価性引当額が前事業年度より、46百万円減少しております。この増減の主な内容は、当社において投資有価証券評価損に係る評価性引当額が79百万円減少したことによるものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (a)	—	—	—	—	—	1	1
評価性引当額	—	—	—	—	—	△1	△1
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

VII. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	アイザワ証券株式会社	所有直接 100.0	資金の借入等	資金の借入 (注) 1 借入の返済 (注) 1 支払利息 (注) 1	1,100 600 3	関係会社短期 借入金	500
			証券取引等	有価証券貸借取引 (注) 2 有価証券貸借取引に係る収益 (注) 2	255 67		
			子会社の管理	経営指導料 (注) 3	981	—	—
			社債発行費の支払	社債取扱手数料 (注) 3	60	—	—
子会社	アイザワ・インベストメントメンツ株式会社	所有直接 100.0	配当の受入	関係会社受取配当金	2,001	—	—
			資金の借入等	資金の借入 (注) 1 支払利息 (注) 1	800 4	関係会社短期 借入金	800
			債務保証	借入金に対する保証 (注) 4	3,359		
			子会社の管理	経営指導料 (注) 3	49	—	—

(単位：百万円)							
種類	会社等の名称	議決権等の所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	ライフデザインパートナーズ株式会社	所有直接 100.0	資金の貸付等	貸付金の返済 (注) 1 受取利息 (注) 1	20 0	関係会社短期 貸付金	—
			子会社の管理	経営指導料 (注) 3	15	—	—

- (注) 1. 資金の借入及び貸付については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保の授受はありません。
 2. 当該取引条件は、市場実勢等を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
 3. 取引条件については、役務提供の対価として交渉のうえ、決定しております。
 4. 金融機関から借入金につき、債務保証を行っております。

VIII. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,118円86銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 55円28銭 |

IX. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

X. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

当社の顧客との契約から生じる主要な収益は、当社子会社等からの経営指導料であり、当該子会社等に対し指導・助言等を行うことを履行義務として識別しております。

当該履行義務は、時の経過につれて充足されるため、一定の期間にわたる履行義務を充足した時点で収益を計上しております。

XI. 追加情報

信託を用いた従業員向けインセンティブ・プラン

「連結注記表Ⅺ. 追加情報」に記載しているため、注記を省略しております。